



**マグネシウム及びマグネシウム合金中  
のマンガン定量方法**

**JIS H 1334 : 1999**

平成 11 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS H 1334 : 1976は改正され、この規格に置き換えられる。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 38. 8. 1 改正：平成 11. 10. 20

官 報 公 示：平成 11. 10. 20

原案作成協力者：社団法人 日本アルミニウム協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 非鉄金属部会（部会長 神尾 彰彦）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# マグネシウム及びマグネシウム合金中のマンガン定量方法

## Methods for determination of manganese in magnesium and magnesium alloys

**序文** この規格は、1973年に第1版として発行されたISO 809, Magnesium and magnesium alloys—Determination of manganese—Periodate photometric method (Manganese content between 0.01 and 0.8 %)を元に、対応する部分については技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。この規格の4.(定量方法の区分)のうち、三つの定量方法は、対応国際規格に規定されていない方法であるが、日本工業規格として追加している。

また、1973年に第1版として発行されたISO 810, Magnesium and magnesium alloys—Determination of manganese—Periodate photometric method (Manganese content less than 0.01 %)及び1972年に発行されたISO 2353, Magnesium and its alloys—Determination of manganese in magnesium alloys containing zirconium, rare earths, thorium and silver—Periodate photometric methodも対応国際規格としてあるが、国際規格が各国で使われておらず技術的内容に問題があることから、これを採用しなかった。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。

### 1. 適用範囲 この規格は、マグネシウム及びマグネシウム合金中のマンガン定量方法について規定する。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 809 : 1973, Magnesium and magnesium alloys—Determination of manganese—Periodate photometric method (Manganese content between 0.01 and 0.8 %)

ISO 810 : 1973, Magnesium and magnesium alloys—Determination of manganese—Periodate photometric method (Manganese content less than 0.01 %)

ISO 2353 : 1972, Magnesium and its alloys—Determination of manganese in magnesium alloys containing zirconium, rare earths, thorium and silver—Periodate photometric method

### 2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS H 1331 マグネシウム合金分析方法の通則

JIS K 0121 原子吸光分析通則

### 3. 一般事項 分析方法に共通な一般事項は、JIS H 1331及びJIS K 0121の規定による。

### 4. 定量方法の区分 マンガンの定量方法は、次のいずれかによる。

- a) 過マンガン酸吸光光度法(ペルオキソニ硫酸酸化法) この方法は、マンガン含有率0.02 % (m/m)以上1.0 % (m/m)以下の試料に適用する。
- b) 過マンガン酸吸光光度法(過よう素酸酸化法A法) この方法は、マンガン含有率0.01 % (m/m)以上0.8 % (m/m)以下の試料に適用する。ただし、ジルコニウム、希土類元素及びトリウムを含有する合金には適用しない。
- c) 過マンガン酸吸光光度法(過よう素酸酸化法B法) この方法は、マンガン含有率0.002 % (m/m)以上0.1 % (m/m)